

令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務 プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 対象へのアプローチ・申請サポートの企画 (50点)
- (2) 実施体制・スケジュール (30点)
- (3) 業務実績 (15点)
- (4) 経費見積書 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所（予定）
令和5年8月29日（火）10時00分～
場所：高知県庁本庁舎地下第3会議室（高知市丸ノ内1丁目2番20号）
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
 - ② 順番は別途お知らせします。
 - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、点数の高い者から順に候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
対象へのアプローチ・申請サポートの企画	① 本県のマイナンバーカードの現状をよく理解した上で企画立案がなされ、事業目的を達成する内容となっているか。 ② 乳幼児を対象とした取組については、出張申請受付・サポートを可能な限り円滑に短時間で実施することができる企画内容となっているか、またカード申請時における保護者の負担を軽減できる企画となっているか。 ③ 高齢者施設入居者等を対象とした取組については、高齢者施設及びその入居者等に効果的にアプローチし、出張申請受付の希望につながる企画内容となっているか。	50
実施体制・スケジュール	① 事業の実施にあたり責任者の位置づけが明確であり、関係機関と連携し、主体的に作業が進められる人員・体制が確保されているか。 ② 担当者ごとに業務内容が明確にされているか。また、担当者ごとの業務の役割が明確に記載され、担当者数及び兼務関係が明記されているか。 ③ マイナンバーカードの仕組みやメリットなどを正確に伝え、出張申請受付や出張申請サポートにつなげることのできる十分な知識及び経験を有する責任者及び担当者を配置しているか。	30
業務実績	① 過去3年以内に類似の業務実績があり、円滑な業務の遂行が見込めることができるか。 ② 企画提案書作成要領で示した課題等への対応も踏まえ、提案依頼書に定める本業務を遂行する能力はあるか。	15
経費見積書	① 事業執行が可能な金額であるか。 ② 効果的な事業施行が見込まれる経費配分となっているか。 ③ 広報経費については上限額を踏まえた金額となっているか。また、出張申請受付・サポートの受付見込数は妥当な数値か。	5